平成２１年（フ）第１４４２号
千葉県船橋市東船橋３丁目６番６号　コーポエリカ202号
債務者　井川　君江
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４６１号
千葉県千葉市中央区祐光１丁目32番７―205号
債務者　今野　美佳
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７１号
千葉県八千代市高津1503番地６サンハイツ103
債務者　及川クレオフェグロリアこと　ＯＩＫＡＷＡ　ＣＬＥＯＦＥ　ＧＬＯＲＩＡ　ＭＯＳＬＡＲＥＳ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１４７８号
千葉県市川市柏井町１―2203―１―113号
古賀幸子方、住民票上の住所千葉県浦安市高洲５丁目２番１―317号　ラディアンコースト新浦安
債務者　鷲尾　幸恵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３１２号
神奈川県横須賀市衣笠栄町２丁目４番地和光ビル211
債務者　今別府健次
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３２８号
神奈川県横須賀市武１丁目30番24号　しんわホーム武山館
債務者　大堀　　毅
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３３１号
神奈川県横須賀市汐見台１丁目５番203号
債務者　安池　　清
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３３３号
神奈川県横須賀市平作２丁目19番６号
債務者　橋本　秀一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３３７号
神奈川県横須賀市小矢部２丁目11番７号
債務者　伊徳　　智
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４３号
神奈川県横須賀市平作８丁目７番４号　ニューファミリー206
債務者　山本喜志夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３４８号
神奈川県横須賀市二葉１丁目46番16号　レオパレス篦山東101
債務者　鈴木　裕子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２６００号
名古屋市北区柳原１丁目２番13号
債務者　加藤　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３０８４号
愛知県海部郡七宝町大字遠島字七反田560番地の１
債務者　森本　美香
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４２５号
愛知県豊明市沓掛町川部29番地
債務者　高野　盟兵
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５２６号
名古屋市中川区尾頭橋４丁目15番22号　メゾン光Ａ201号
債務者　竹内由美子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第８９６５号
大阪府枚方市津田東町２丁目４番14号
債務者　盛田　一廣
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１３０号
大阪市東住吉区今川６丁目５番24号
債務者　髙田　修司
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで大阪地方裁判所第６民事部